

被 扶 養 者 申 請 提 出 書 類 一 覧 表

◎ 印: 必ず提出 ○ 印: 該当する人のみ提出 ★印: 夫婦共同扶養の場合に提出 注意)各証明書は発行から3ヶ月以内のもの			提出書類	書類入手先	同居でも別居でもよい人								同居が条件の人 (住民票が同居世帯である)		備 考			
					配 偶 者	子			父 母	祖 母	孫・兄弟・弟妹		義 母	その他				
						1 8 歳 以 上	1 8 歳 未 満	出 生			1 8 歳 以 上	1 8 歳 未 満		父		1 8 歳 以 上	1 8 歳 未 満	
																		母
必ず提出する書類			被扶養者届(新規・増加・変更)	各事業所担当者、または当健保	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	18歳未満でも新規申請、親権異動、養子縁組等の場合は必要に応じて提出 内縁関係の場合、別居は不可 出生の場合は母子手帳の「市町村出生届出証明(写)」も可 収入額が記載されたもの。記載内容が前々年の証明だった場合は、前年の「源泉徴収票」または「確定申告書(控)」の写しも提出 ★夫婦共同扶養による子の申請で、配偶者が被扶養者でない場合は配偶者の収入確認書類の提出		
			状況届	当健保ホームページ	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
			世帯全員の住民票(原本) (続柄・筆頭者 記載のもの)	市 区 町 村	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
			所得証明書(課税・非課税証明書等)(原本)	市 区 町 村	◎	◎	★	★	◎	◎	◎	◎	★	◎	◎		◎	★
			誓約書	当健保ホームページ	◎	◎			◎	◎	◎		◎	◎				
			在留カード(両面写し) ※中長期在留者に対して交付されるもの	法 務 省 入 国 管 理 局	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
状況に応じて提出 (備考欄を参照)			戸籍謄本(原本)、婚姻受理証明書(原本)等	市 区 町 村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
			源泉徴収票 または 確定申告書(控)の写し	勤 務 先 ま た は 税 務 署	○	○	★	★	○	○	○	★	○	○	★	○		
			学生証(写)(有効期限の記載ある面も)、または 在学証明書(原本)	就 学 先	○	◎					◎			◎			◎	
			健康保険資格喪失証明書(原本)、または 国民健康保険証(写)	前 加 入 健 保 国 民 健 康 保 険	○	○	◎		○	○	○	◎	○	○	◎			◎
生計維持関係を証明するもの	今まで働いていた人	雇用保険未加入	退職証明書(雇用保険未加入証明書)(原本)	前 勤 務 先	○	○			○	○	○		○	○				
		雇用保険受給が終了した人	雇用保険受給資格者証(両面写)	ハ ロ ー ワ ー ク	○	○			○	○	○		○	○				
		雇用保険を受給しない人 (加入期間不足も含む)	雇用保険被保険者離職者票1・2(写)、または、 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)	前 勤 務 先	○	○			○	○	○		○	○				
		雇用保険を受給延長する人	雇用保険被保険者離職者票1・2(写) + 雇用保険受給期間延長通知書(写)	前 勤 務 先 ハ ロ ー ワ ー ク	○	○			○	○	○		○	○				
		雇用保険受給手続き中	雇用保険受給資格者証(両面の写)	ハ ロ ー ワ ー ク	○	○			○	○	○		○	○				
		出産予定の人	母子手帳(写)	市 区 町 村	○	○					○		○					
		パート・アルバイト等で働いている人	直近の連続する3か月の給与明細書(写)、または、 雇用契約書(写)	勤 務 先	○	○			○	○	○		○	○				
		年金受給者 (国民・厚生・基金・遺族・障害等)	年金(振込・改定)通知書、企業年金振込通知書、 遺族年金振込通知書、障害年金振込通知書、等 全て(写)	日 本 年 金 機 構	○	○			○	○	○		○	○				
		給与・年金以外で収入がある人 (個人事業収入/不動産収入等)	確定申告書(写) + 収支内訳書(損益計算書)(写)等	税 務 署	○	○			○	○	○		○	○				
		個人事業を廃業をした人	廃業届出(写)	税 務 署	○	○			○	○	○		○	○				
	別居の人	送金証明(日付、送金人、受取人、送金額が分かるもの) ATMの利用明細(写)、現金書留(写)等直近3ヵ月	金 融 機 関	◎	○	○	○	◎	◎	○	○							

※老人ホームや障害者施設などに入居されている場合、入居を証明できる書類と住民票。
 ※上記の書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。
 ※その他、必要に応じて別途追加書類の提出を求めています。

◆申請は事実発生から5日以内の届出が原則です。(健康保険法施行規則)
 ◆該当する書類を事業所経由で提出して下さい。
 但し、横浜ゴム㈱ 本社又は本社所属出向者の方は直接横浜ゴム健康保険組合へ提出して下さい。